

史料

江戸時代の道路を往く (四)

——路邊から展望せる江戸時代の姿相——續く

渡部英三郎



目次

三、街道筋雜景

◎街道筋の盛り場(城下町・宿場町・津湊・寺院・神社の所在地)

◎江戸の附近

◎茶屋と旅宿

◎街道筋に春を賣る女(宿場女郎・飯盛り女)

◎女の旅行者

◎關所・刑場・高札場

史料

◎旅の困難(ごまのはひ・雲助・馬士・追剥強盜)

三、街道筋雜景

前數回に亘り、諸大名の參觀交代旅行や、商人の旅や、民衆信仰の諸對象や、宗教的雰圍氣に包まれた種類多き行路の人々等を通じて、江戸時代が辿りつゝあつた社會發展の、過程の路邊一帶への現はれを眺めて來た。以上の如き極めて粗漫な、斷片的記述の中にも、封建專制政治が齎ら

した重苦しき世相の一端が窺はれるであらう。また同時にこの封建の世未だ華やかにし頃、既に其胎内に萌芽し發育しつゝあつた貨幣經濟の發達が、封建制度の振つて立つ土地經濟に對する壓迫を招來し、やがて次に來るべき時代の姿相を示唆しつゝあつた様子が窺はれるであらう。また他の一面に於いて、科學の洗禮に先立てる此時代の相貌の一斑を、前述せるが如き、哲學によつて背景附けられぬ多神教的民衆信仰や、俗惡化せる既成宗教の現はれ等に見出されるであらう。

本號では續いて、この時代の街道筋を彩つてゐた他の情景につき點描的な記述を進めながら江戸時代の面影を偲びたい。

◎街道筋の盛り場

街道筋を往還去來せる當時の旅人等は、最も殷賑な場所を城下町に見出したであらう。(大阪、京都、堺等の如き代表的な商業都市を別として)

老松の茂れる間などに高く聳ゆる天守閣、二層三層の樓門郭堡白き女蝶などの夕日に映えてゐる光景、嚴めしき城門

に嚮つて白々と蜿蜒り走つてゐる松並木の道路、蒼々と湛えられた濠の水。城近くに位置して並ぶ武家街の家並。それは別の街區を成して群聚せる庶民群の住居等に。それ等は地方政權の所在、城下町に共通せる典型的な情景であつた。元祿年間ケンペルが長崎から江戸への旅の途中、通過しまたは遠くより眺めて通るに城下町が三十三あつたといふが、それに就いて次のやうに描寫してゐる。

城壘は多く大河の岸、又は岡の上、高みの場所に築かれあり。廣大は地所を占め三重の郭より成り一つの部は他の部を遠く圍繞し、土地の形勢にして許さば環形に之を圍む。各郭は深く清き濠、石または土の防壁、強固な門を備へたれども更に巨砲を備へず……

藩侯の名譽のために常によく修理し有力なる警衛ありて護る。之より野外の方へ市街は開け放しにして(下略)⁽²⁾封建の世未だ盛んなりし頃、こうした城下町を押し包んでゐた霧圍氣が民衆の生活に對する森嚴な威嚴であつたとはいへず、つと後代の文化年間に、シーボルトが參府旅行の

途次、姫路の町にさしかかつた時、

姫路市は既に遠方より播磨藩侯の治所なる白聖きらめく城によりて知るべく……我乗物に先驅する藩公の兵士に呼び立てられて人は凡て地に躡り、秩序の行はれたること賞むるに足り、法律の森嚴さは人民の最も高く緊張せる好奇心を勒制したり。⁽³⁾

と觀察してゐるに徴しても窺はれるであらう。斯うした環境に生活する者の間に、次の時代をけんらん⁽¹⁾と彩るに至る自由民權または自主自尊の思想等が生れる筈は勿論なく、多くの場合(特殊の場合を除き)其處は、封建社會の崩壞の前夜まで、古き傳統の本據であつたのは寧ろ當然といふべきであらう。

註 (1)「ケンペル江戶參府記」

(2)「同上書」

(3)「シーボルト江戶參府記」

この森嚴さと威力とに富んだ城下町の情景を、當時の代表的な商業都市、大阪に就きケンペルが、

又富裕なる市民あり、諸種の技術家、製造家ありて、

その民人衆多なるに拘らず此土地に於いては生活の安價なるのみならず奢侈と肉體的慰安とに役立つもの溢れる程ありて……日本人はみな大阪をば逸樂觀樂の觀場戲園と言傲すなり。⁽¹⁾

註 (1)「ケンペル江戶參府記」

と記述してゐるのと比較すれば、實に異なる二つの世界を示現してゐたものゝ如く考へられる。いふまでもなく大阪と雖も大阪城代の治下に在り、封建政治の鐵則によつて支配せられてゐたのであるが、然し貨幣經濟の發達する所、町人の經濟的勞力は自然に、そこに自由都市的雰圍氣を醸せずには置かなかつたのである。

勿論、城下町にも大名の御用商人をはじめ多くの商人が群居して、次第に其處も地方的商業の中心とはなりつゝあつたのである。前に引用して置いたやうに、外國旅行者が都市や大きな村には、多數の店舗が楯比して有様を述べ斯様に多くの商人が如何にして、その生活を維持してゆく

かを疑つてゐるなどは城下町や宿場などに關するものであることは明かであるが、然し城下町は封建制度の地方的中心であつて、封建的精神の支配が濃厚であり、隨つてこの社會を、最もよく表徴せる生活の場所であつたのである。

次にケンペエルが江戸參府の途中に於いて七十五乃至八十の、その他の都市(城下町以外) 大きな村を通過したと記してゐるが、それ等の都市や大きな村も街道筋の主なる盛り場であつたのである。都市といふのは恐らくは重要な位置に在つて比較的繁昌してゐた宿場や、貨物が多く集散される商業都市などを指し、大きな村と云つてゐるのは、あまり重要でない宿場々々や、津湊や地方的に著聞の神社佛閣の所在地などで、大々の集散、往來せる場所等を指稱してゐるものであらう。

商業資本が前に述べたやうに、元祿以後の頃から次第に地方の農村にまで浸々してゆくと魔法的な貨幣の魅力は、次第に農耕の人々をそれ等の盛り場に吸収して行つたが、その様子は、宿場に賦課すべき夫役に就いて記述してゐる

文獻に、

海岸・津湊・宿場町等、人家共に之に(註) 三倍四倍にも當りて人家共に多し、如斯處は人別割を以て取るなり。⁽¹⁾

あるなどによつても知られよう。即ち一定の石高(土地の廣さ) に於いて普通の農村よりも人口が非常に多く、三、四倍の稠密さを示してゐるからそれ等の地方に在つては人別に夫役を賦課すべきことを記せるものである。それはこれ等の特殊の場所に於いては、一定の面積の土地が、農村の三、四倍の人口を收容し得たことを示すものであり隨つて同時にまた、江戸時代の街道筋に在つては既に、農業以外の職業によつて生活せる者が非常に多かつたことを示すものでもある。

獨り宿場町や津湊などはかりではなく、神社寺院の所在地も同様な情勢に在つたものと見え、

然る中にも亦、江・海・川河の岸・津湊・又は神社佛閣、其他流行場杯は、其土地田畑反別よりも人家共に過

當に多き所數多在れ共、是等は皆往來の旅人參詣者等路資の澤を以て宜しく營み暮らし、家宅諸道具衣類等迄も都下に不_レ劣形勢なり。右に準じて多く金銀を貯持たる者も多し。⁽²⁾

といふ記述が見出される。これによれば寺院神社の所在地やその他そうした盛り場に在つては、農村よりも遙かに稠密な人口が、參詣者や、其の他の行路往還の人々が消費する錢によつて生活を營むことが出来たばかりでなく、その暮向きは農家などよりも遙かに豊かであり、金を貯蓄する者も少くなかつたといふのであるから、當時に於ける交通量の多かつたことを容易に推察し得るであらう。これは前に述べて來た地方に於ける商業の一般的發達の情勢など、聯關して考ふべきことである。

斯様な時勢が進展するに伴れ、生活及再生産に必要な收穫のみを残して其餘は公收すべきことを根本の方針とせる治世の下に在つた百姓が次第に郷土を離れて、盛り場等に集中するに至るべきことは自然の勢であつて、そうした事

情に基くらしき農村の人々減少の様子は、

今、關東の内、上總・下總・常陸・下野・武藏等、在々古より人家過半減じ手餘し地多き所有り。亦往來筋、大川筋、舟車牛馬等の通行多き所は檢地高の外に新田切添場多く、荒地多くの所は檢地の節より貢多く減じたり。⁽³⁾

など、記せる文献に徴しても窺知せられるであらう。斯如き情勢が土地收入を主要なる財源とせる幕府及諸侯によつて憂苦せられたことはいふまでもなく、前にもその一斑を示したやうな、百姓の、商業への轉業を以つて社會頽廢の原因となしまたは財政窮迫の原因としてゐるやうな、重農主義的思想は、封建制度の代辯者たる地位に置かれて在つた人々によつて高唱せられたのである。

註 (1)(2)及(3)「經國本義」——文化文政頃の著。

要するに、當時の旅人等が一夜の宿を求め、または一杯の茶に渴を癒やして通り過ぎたであらう。盛り場は、そうした社會的背景の下に盛り上つた場所であつたのである。

◎江戸の附近

今日でも長く田舎に住んでゐた者などが久々にて大都市附近へ足を踏み入れるときは、其處に一種獨特の雰圍氣を感ずるであらう。單なる、雜踏や、建築物の楯比や、ネオンサインの耀ゆさなぞの他に、大都會の息吹きそのものを感ずるであらう。そうした雰圍氣は、當時の首都、江戸の近郊邊りにも横溢してゐたらしく、外國の旅行者なども江戸附近一帯に展開せる特殊な情景を見落さなかつた。例へば文化年間に長崎から江戸への旅を續けたシーボルトは大磯附近まで來て、

街道は往來多く我等は外々よりも乞食の多きを目撃したり。……此處に領主の一兵士が馬に跨るを見、彼處に一人の急飛脚が棒の先に書狀を結びて走るを見る。約めて言へば人は此等によりて土地の大都市の近くにあるを認むるなり。⁽¹⁾

と述べてゐるが、恐らくは長崎からそれへ來るまでも各地に於いて騎馬の士も見たであらうし、同じ姿の飛脚にも幾度か行き會つて來たことであらう。それにも拘らず、江

戸近き大磯の邊りで、特にそうした事に物々が一種の色調を以つて彼の目に映じたのは、江戸の息吹きがその心に觸れるものがあつたからであらう。また安永年間これも長崎から江戸參府の旅をしたツンベルグが、戸塚・品川附近の街道情景に就き、

街道には旅人が群をなし、皆江戸に入るに心急ぐ有様なり。

と記し、更に品川高輪邊りに來て、

數多の警備隊により、こゝに一層踏みしめ足並そろへて歩む我等の駕籠夫の沈黙に依り、我等が既に町に入れるを知れり。⁽²⁾

と記してゐるなども記述は極めて簡單であるがその内に、江戸郊外から外廓的街區にかけての情景や、江戸への接近が旅人等の胸を躍らしたであらう有様を彷彿たらしめるのがある。

更に鋭敏に、そうした郊外的雰圍氣を感知しそれを一層明かに表現してゐるものにフィッセルがある。彼は文政五

年甲比丹ブロンホフに随つて江戸へ参府したが、三月二十

六日川崎に到着して街道の情景を次の如く述べてゐる。

二十六日には川崎に至れり。行くに従つて我等は益々大都市に近づきたるを感じり。即ち往來の頻繁、貴人の行列、莊大なる茶屋をはじめとして、夜服風俗に見ゆる多少の異様によりて明かにそれを認識せり。⁽³⁾

即ち川崎宿の邊り街道筋に「お江戸」の息吹きが感ぜられ首府の心臓の鼓動が明かに聞かれたらしい様子を偲ばせるに充分であらう。交通の發達せざる當時に在つて、ローカルカラーが非常に濃厚であつたことはいふまでもなく、随つて、江戸附近に於ける衣服、その他の風俗が、今日に於ける東京と地方との相異とは比較にならぬ程載然と他の地方と區別されたであらう。街道を中心として漂ひ流れてゐた郊外の雰圍氣には他の地方に較べ著しく洗練された江戸文化が、ハツキリと反映してゐたことであらう。

註 (1)「シーボルト江戸参府記」

(2)「ツンベルグ日本紀行」

(3)「フイツェル参府紀行」

寛永・正保の頃(參觀交代制
度實施の後)から急激な發展を遂げ、府外に向つて盛んに膨脹しつゝあつた江戸は、元祿・享保の頃になつて「政談」卷の一が、

何方迄が江戸の内にて是より田舎と云彊限なく民の心儘に家を建續るゆえ、江戸の廣さ年々に弘まりゆき誰許すともなく奉行御役人にも一人として心付人もなくて何の間にか北は千住、南は品川まで家續きに成りたる也。⁽²⁾と記した「太平策」が、

民心のまゝ御城下に來住する事を許し給ふに依て天下の商人皆爰に聚り家を興し富をなすを見て農人も皆化して商人となる。⁽³⁾

と述べてゐるやうな情勢で、江戸が止まる所なく伸びてゐたのであるから、獨り東海道方面ばかりでなく郊外は各方面とも相當廣い範圍に亘つて、江戸文化の直接の影響下に在り、それが醸し出す雰圍氣を濃厚に漂はしてゐたであらうことは疑ない。若し右にその旅行記を引用して來たやう

な注意深き、且つ知識的な外國旅行者等が他の街道によつて江戸へ入る機會を得たならば、恐らくは同じ様な情景を其處にも見出したことであらう。

註 (1)「江戸灣交通史物語」……(港灣掲載)に當時に於ける江

戸街膨脹の面影については一通明かにして置いた。

(2) 萩生徂徠「政談」

(3)「太平策」——徂徠の著と傳へらるゝも眞否は明かでないといふ。

◎茶屋と旅宿

眞夏の頃、現代文化の影響が比較的稀薄な僻村の地方などに旅した者は、むせ返るやうに草いきれの強い道路が、蜿ねり上つてゐる峠の中腹などに今でも「茶屋」を見出されるであらう。大木の綠陰に日光を避け、冷い水が筧などで導かれてゐる、粗末な小屋に着き、素朴な老婆などのくんで出す澁茶に渴を癒やしながら肌に泌みるやうな小風に吹かれる時、徒步旅行者等のはしみくくと「茶屋」の有難さを感じるであらう。交通機關が著しく發達し殊に小深い地

方の果々までも、砂煙を飛ばせ、騒音さ靜かな野や谷に響かせながら走つてゐる乗合自動車の普及は次第にそうした種類の憩ひ所を衰微させ、その存在を拒否しつつある。けれども、「茶屋」は旅行者の殆ど凡てが徒步旅行であり、隨つて、例外少く、この種の休み場を必要とした江戸時代に在つては、街道筋に於ける一つの顯著な存在であつたのである。

茶屋は、當時、峠の中腹や、人里離れた淋しい場所ばかりではなく、宿場町や、その他街道筋の村々などにも隨所に見受けこれが、その面影を最もよく傳へてゐるのは、注意深いケンペルの旅行記であらう。

これ等さゝやかなる飯食店は、我が往く街道の傍に在り。森の奥、谷の間などにさへ建てられたり。疲れたる徒步旅行者及び鄙人等が僅かの錢貨を抛ちて悪くとも暖き食物・茶・酒・その他これに類する、彼等の元氣を新にすべきものを得るなり。此等の小料理店は僅かに衣食するほどの人々の所有なれば甚だ貧しく、又粗末なれども然かも旅行く人を誘きよするだけのものはあり……

家を通して花盛りの樹木、小高き園、小高き山、又築山よりさら／＼と流れ落ちる小川など見えていづれも快き景をなし、人は思はず其の家に入りて日蔭に憩はざるを得ざるなり。

素朴にして貧弱ではあるが、歩行に疲れた旅人等にとつて、心惹かるゝ親しみ易かつた當時の茶屋の情景が、まさ／＼と偲ばれるであらう。殊に數寄を好む主人が自然の地形を利用して小高き園をしつらへ、季節にその花樹など植えて、清らかに流れる谷川の水などに配せる有様等も窺はれ、機械文明の騒音に疲れた現代人の、懐古的詩情をそゝるものがあるであらう。

同じ旅行者が續いて、

或は一人二人の容貌よき女中、粉黛したる若き婦人戸前に立ちて行く人々を呼びかけ媚を呈しつゝ、煖き食を勸むるなり。

と記してゐるのは恐らくは右に述べたやうな、森の蔭や、谷の間やまたは峠の所々などに見られた茶屋ではなく、宿

場町や街道筋の村々などに在つた半ば現代の小料理店化した種類の茶屋に關するものであらう。また前に掲げたやうにフイツセルが川崎附近で眺めて通つた「莊大な茶屋」なども同じ種類のものであり、それが他の地方などよりも一層大規模に經營せられてゐたものであらう。またケンペエは當時の茶屋で需めることの出來た飲食物に就き、

茶はいづく、何時にてもあり、酒も此店にて多く得べし其の他に通常ある食品は左の如し。

と云つて饅重・葛・饅・牡蠣・貝類・小魚・羊齒（ぜんまい・わらび）草木の芽出等出擧げてゐるが、今は芝居や映畫などによつてわずかにその面影を偲び得るに過ぎない。江戸時代のあの種々な旅人等が、食慾をそゝられながら食べて通つた品々の一斑はそうした記述によつて知られるであらう。

茶屋が主に、庶民旅行者群を目的するものであつたことはケンペエルの記述（前文参照）によつても知られる所であり、大名その他これに類する貴人の旅行者は、それが世を忍ぶ

微行の旅でもあれば別として、そうしたいいぶせき場所に立ち寄つた様子は窺はれない。殊に參觀交代旅行の如き、一定の格式に隨つて堂々と旅路を練り進む場合などには諸大名は其行路を指定されてゐたばかりでなく宿泊は勿論、午餐、休憩の場所さへ、それ／＼身分によつて、豫め決定せられてゐた。⁽¹⁾といふから、そうした場所に足を停めることなどは思ひもよらなかつたであらう。

註 (1)「シーボルト江戸參府記」

茶屋が當時の旅行者にとつて便利な存在であり、よき憩ひの場所であつたことは、鋪裝道路をドライブで旅することを常例として徒歩旅行の經驗なき現代の紳士淑女達などには想像も及ばぬものであつたらう。そうした情態の下に在つて、茶屋が非常に繁昌したのは當然であつて、

宿々町々まれ間／＼の茶屋と言もの、一段調法成物なり、往還の旅人はなくては用は辨じ難し、殊の外物をきれいにして下直成あり、又むさ／＼として高直成あり、是又近年所々に多く殖へて、旅客は自由なりといへど茶

屋のためにはあしく……⁽¹⁾

など、記せる文献によつても、享保年間頃でさへ既に、茶屋の存在が過剩の状態になり、旅人は便利を益々加へるに反して、それを營業として渡世する者は漸次共喰ひとなり利益を減ずる結果を齎らしつゝあつた様子が窺はれるであらう。斯くて苦しまぎれに茶屋は旅人を宿泊などもさせるに至り旅籠屋の營業を壓迫するに至つた様子は同じ文献が殊に本宿の旅籠屋なども段々おされて次第／＼に衰微する事となれり。惣じて茶屋の分は、往還の影を守て渡世し、旅人は茶屋の自由によつて旅中に用を辨ず、是れ水魚の思ひにひとし。⁽²⁾

と述べてゐるによつて知られよう。恐らくは茶屋の方が安直でもあり、それに次に述べるやうな飯盛女の類なども旅籠屋同様、抱へて置くやうになつたらしいから、ある種の旅人等が、今でも田舎の地方などに旅行してキッチンとした一流の旅館よりも寧ろ、料理兼業の旅館などに宿を求めることに淫らな興味を感ずると同じやうに、當時の旅人等も

好奇的に茶屋への投宿を選ぶ場合も少くなつた結果、旅館の衰微を招くこととなつたものであらう。

茶屋が同業者間及旅館屋などの競争が激しくなつて來るに伴れ、はじめの頃比較的素朴で親切であつたものが、次に勘定高くなり、悪くどくなつて行きそれと同時に旅人等もだん／＼茶屋すれがして來て素直な態度を示さなくなつて來たらしい様子は、右に掲げた文獻の著者が、

互に主客の禮を守り情を以てして、邪のことをなすべからず。⁽³⁾

と戒めてゐることによつても推察せられる。恐らくは、宿場町や其の他の盛り場の茶屋などは、恰かも今日、有名な寺院の門前通りや其の他の盛り場などで、厚化粧の頽廢的な女が、潤ひのよい聲で機械的に行客に呼びかけてゐるあの飲食店の有様に似たやうな情景を展開するに至つたものと思はれる。否、寧ろ、そうした土地に於いて今も名残りを留めてゐる茶屋風景は、舊幕時代からの傳統であるのである。

然し斯様な、茶屋の變化または發達は宿場町や、盛り場に限られ、森の蔭や、峠の上や宿場々々や村々の中途などに設けられてあつたものは、何時までも素朴さと、客に對する温い親切とを失はないでゐたものと思はれる。そしてそれは山深き地方であり、交通量が比較的少くて人すれのない所であればある程、そうであつたことはいふまでもあるまい。

右に述べたやうな盛り場の茶屋の雰圍氣は、相當旅人の風儀などにも影響して、浪費の原因等にもなつたものと見え、幕府や諸侯は、その財政難に對應するために制定せるに節約令などと關聯して、それを禁止または制限した様子は、尾張藩主徳川宗春が享保年間に、極度に節約が強ひられてゐた。當時の時勢を批判して、

勸進・能・相撲其の外に少々の見世物など日を限りて免許し、又は神社參詣の路次などには諸人の飢渴を凌がん爲に相應の茶屋、豆腐の賣場所を免し置くことなり。⁽¹⁾
と云ひ、また前にも述べて置たやうに出雲地方に於いて、

藩が命令を下して民間の酒店を減じたり、往邊筋の茶屋を廢したりしてゐるのを見ても片鱗が窺はれるであらう。當時に關する禁令等を仔細に調べたならば、その一般的禁止に關する直接の資料が見出されるであらうが、今それを手許に有ち合せない。

それはそれとして、兎に角斯様な、茶屋の一般的な發達は要するに、當時に於ける旅人の衆多であつたことを示すものであり、同時にまた「米の經濟時代」⁽³⁾など、稱せられる此時代であるに係らず、貨幣の使用が極めて一般化されてゐたことを證すべき。一資料であることを失はないであらう。

「附記」——こゝで宿屋に就いても點描を試みる豫定であつたが、それは宿驛制度と不可離の關係にあり、それと切り離して物語ることは適當でないことに氣が附いたので、他日に譲ることにした。

◎街道筋に春を賣る女

比丘尼などの間にも春を賣る風習が可なり一般的に行はれてゐたことは、前に述べたところによつても肯かれるであらうが然しそれは旅人に春を賣ることを職業としたものではなく、旅人等の好意にすがつて生活を續けてゆかなかねばならない彼女等の立場が、往々にしてそうした行爲にまで彼女等を誘導することがあつたに過ぎないであらう。

それとは別に、茲には、前に述べて來たやうな多くの旅人等の、旅中に於ける性的要求を充すがために、または淫蕩な心を満足させるがために、何時とはなしに、街道筋の盛り場に發生した女の群に就いて簡單に述べよう。

それ等の女群の一つは遊廓の女であり、他の一つは宿屋や、茶屋などに抱へられてゐた飯盛女である。謂はゞ前者は公娼の立場に在り、後者は私娼ともいふべき者である。

遊廓は、繁盛せる宿場町などには大抵置かれてあつたらしい。それは種々の物語りにも繰り返されてゐるし、また

註 (1) 「溫知政要」

(2) 「治國譜考證」

後にも引用するであらうやうに、多くの外國旅行者などの觀察の對象ともなつてをり、當時に於ける街道風景または旅行情調の主なる一つとなつてゐたものであることは疑ない。所謂宿場女郎がそれであつてその言葉は、吉原などのやうな本格的な格式？ の高い遊女に對して一つの侮蔑を意味するものゝ如くである。

吉原などの遊女の中には、武士の娘として生れ、それに相應しき教養を受けた者が父が浪人して生活の資を失つた結果この社會に沈淪したものなどもあり、または豪家の娘などの一家没落の犠牲となつて身を沈めた者などもあり、そして種類の女はその上大名旗本などをはじめ身分ある者を客としてゐて、素寒貧ではその顔さへ容易に見ることの出來ない立場に置かれた(固より機主の營業政策上) のであるから、自然にそうした環境に相應しい氣品等も備り、美しきを有つてゐた。然しそこに在つても一般には次第に遊女の品格、淑やかさなどゝいふものが失はれて行つたことは、「民間省要」が下編卷之四「北里の辨」に於いて、

或人の物語りに關し、併夫れ古しへの遊女どもは、皆やさしくして、或は音樂に長じ和歌を専らとし、今の世迄も其辭も残り、又有る内には、男女の貞心を守り道を違へぬも有しに、今時の遊女(註元祿、享保頃を指す) の風はそれには引替へ大酒不作法を表とし、少もやさしき咄などなし。初心なりなど笑ひて、ひたすら情けを金錢の輕重に賣ることを樂とする事に成り來れば其志の可レ賞ものすくなしといへど世上の人々其風を愛する時節なれば人々の心一分にくらべて一概に論じがたし。

などゝいふ極めて穿つた。記述を残してゐるなどに徴しても察知せられるであらう。「大酒不作法を表とする」といふやうな型の者はいふまでもなく、庶民遊客の相手となつた女であらうが、宿場女郎の荒んだ卑しさは一般的には更に、それに輪をかけたものであつたと推察してよいであらう。昔も今もその道に深入りする者の迎る運命は同じであつたものと見え幕府の循吏であつた。その文獻の著者が、あつばれ勇士と聞へし人も、皆此所に忠義を奪はれ、

主恩を忘れて其職を全くする事なし。去るによりて世々此所に時々法令下りて奢を戒しめ給ふ事定なる哉。と嘆じ續いてまた、

古しへより代々名將勇士たりといへども、よく色の爲に犯されて政事を亂し、且又謀略に逢ふて命を捨て忽國家の傾き覆す事、古しへより傾城傾國の號は有しよし、貴賤尊卑相同じ、聖經賢傳所々に戒教する事勿論なりきと戒めたりしてゐるが、心操固き若き武士や商家の手代なども随分、そうした愛慾の渦巻中に溺れて行つたことであらう。

宿場町の遊廓で睡眠不足の一夜を過して、宿酔のまゝ翌日の旅路に嚮ふ人々や、または朝衣の香りに心惹かれて滞在を續けたりする旅人等も少くなかつたことであらう。これも同じ文献の著者が、

夫れ世上の人此處へ行ては人々只其の場の興に乗じ、兒女子の心に叶はん事をのみ心として或は酒に長じて得もねず、萬事只彼等に致さることなどして、後朝もね

むたし宿に有て頭痛み、其日主君の用を缺き……惡所と名けらるゝ號の尤なる哉。

と描いてゐるのは恐らくは、そうした人々の姿であつたことと思はれる。

外國の旅行者中遊廓に關する記述を最も詳しく遺してゐるのは、シーボルトであるが、街道筋の一つの目立つ存在であつたこの制度が外國人の目に如何に映じたかを見るために、二三引用して置かう。彼は文化年間長崎から江戸への旅行の途次、隨所に遊廓を見たが、室津の宿では、

よく盛るは公の茶屋(註遊廓を指す)にして通りすがりにも

我が注目を惹くなり。我等近く立ち寄りしに入口の左右に廣き室あり、其中に十五名乃至十八名の價貴く着飾り化粧したる女郎は半圓形(正しく云はゞ)四角形に坐し、其一方には坐る者なし、この美しき人々は列をなしてあり、若くして美しき者ほど前の方に明るき光線の内に坐り、街路に向ふ窓を引き明けたるが此等幸薄く、心ならずも身住居よくし、嫖客に見せつけらるゝ人々は我等をして頗

る哀憐の情を催せしめたり。

と記し、枚方では、

枚方は一大村なり、大阪の住民が遊樂地としてよく來る所にして、そのために町は遊女にて填まりたり。

と述べてゐる。町が遊女で填つたといふのも大袈裟であらうが、然しそれによつても枚方に於いて遊廓が顯著な存在であり、目立つ情景であつたことは、推察せられるであらう。更に品川の遊廓に就いて、

その街道の兩側に青樓あり……嫖客は恥ふこともなく丸開きの室に上り我が選びたる美人の前に坐り……余は恰度かゝる遊治郎の出で來るを見たり。此樓舎を日本に於いては料理店の如く、生活上に必須なるものと認め、青樓より出で來るは、白晝にても珈琲店より出する位の外觀をなすのみ。

と記してゐるのは、白晝、往來繁き街道側に位置するも憚らずに平氣で遊廓に出入する嫖客の態度等を物語り、同時に遊廓といふものに對する社會の考へ方をも反映せるもの

と見るべく、興味深いものがある。

次は宿場町や盛り場の旅籠屋、または茶屋などで抱いて置いた「飯盛女」であるが、それに就いてケンペエルは次の如く記述してゐる。

尙こゝに記すべきは日本の大小の旅館、村落の茶屋、料理店に於ける淫猥なる婦人なり。

彼女等は四時の別なく常に多數に置かれ、毎日正午に近く衣裝を整へ、粉黛を施して戸口の側に立ち、家の前なる椽臺・長廊に坐り、顔、聲も嬌然に、嬌しく、來かゝる旅人を迎へて一人は此處に、一人は彼處に、相競ひてこれを招じ入れんとし、旅人により添へて喧しく呼びかゝるなり。

夕暮が迫つて、軒々に懸けられた、家號を表示せる行燈の灯が宿場の街並をほの明るく浮出させる頃に、一日の行程を旅して東西より到着せる旅人の群、それを迎ふる嬌聲、嬌顔、媚態の飯盛女。宿場の情景、偲ぶべきものがある。ケンペエルは續いて赤阪、御油の、二宿で見た飯盛女に關

して、

赤阪と御油とは二宿相並びたるが、其家々は殆ど皆旅舎にして各舎に三人乃至七人のかゝる婦人あり。

と述べてゐるが、宿場に於ける旅館の數多かりし有様を見るべく、それによれば飯盛女は、遊廓の女郎のやうに一軒で十八人も（註シイポルトの前掲記述参照）二十人も置いたのではなく、小さな旅館で三人、大きくても七人位に止つてゐたものであるらしい。そうした女の中には性病などに罹つてゐたものがあり、随つて旅人等の中にもそれを傳染して、故郷にまで持ち歸つたものなども多くあつたらしいことは、

日本人は此地にてかゝる賣女と懇にして屢々ある記念を携へて心甚だ惱みつゝ我家に歸らぬはなしといふ。

と記してゐる。同じ外國人の旅行記等から察せられるであらう。

飯盛女の起源に就いては、現在の草書には、明かでないが、

道中宿々に旅人とめて給仕する女を飯盛り女と言、む

さき名なり、此名古しへはなく、遊女の部たりしに、中頃より道中に至迄遊女の類御停止に付、御吟味有て一人にても置ねば不_二相立_一ゆへ、無_二是非_一此名をよばれたり。

と記してゐる「民間省要」の記述によれば幕府の初期時代には未だ飯盛り女の名稱はなく、街道筋の宿屋や茶屋は公然遊女を抱置くことを許されてゐたが、中頃（恐らくは奢侈等の濫發時代、延享年間享保年間頃）になつて、節約政策の影響を受けてそれが禁止せられたものらしい。然るにその結果、各地に經營困難に陥る茶屋宿屋等が續出するに至り、寧ろそれを復活せしむることを必要とする事態を生じたが、さればと云つて一度禁止せるものを、直ちに撤回するのは「お上の御威光に係る」とでも考へられたものと見え、窮餘の方法として、飯盛りを表看板として實質上は遊女の仕事を兼ねる女を抱置くことを許したのが、この飯盛り女の起源であるやうに思はれる。

外國旅行者などの記述によれば、各宿場共に飯盛女が抱置かれたやうに印象を與へられるが「民間省要」はそれに

就て、

此女の有宿もあり、又無き宿もあり、有^レ之所は榮、無^レ之所は衰へ……

と述べ、それは必ずしも宿場毎に置かれたわけではなく、そして飯盛女が居る宿場は榮え居らない、宿場は衰微した有様を傳へてゐる。恐らくは、多くの旅人等は多少行程に無理をしてもそうした女の居る宿まで辿り着き旅の無聊を慰めたことであらう。今も昔も變りはなくそうした境遇に身を沈める人々は、多くは貧農の娘などであつたが、當時農村に於ても、娘を飯盛り女などに賣つた者に對する社會的な制裁は意外に強く、隨つて百姓等は、今日の凶作地方の貧しき農家が娘の身賣りに對するよりも強烈にそれを嫌つたことは、

百姓と云内は性おかしき物にして、斯る女を持てば、街賣の類と賤しめて縁も不^レ組、中間付合もせず、春秋の稻荷講にも、座を一つにせざるに依り、可^レ有^レ之處にもなくて次第に宿々衰微するものあり……⁽¹⁾

とある文献によつて窺はれよう。そして同時に飯盛女を置かない宿場のあつたのは、營業方針や其の他の事情に因るのではなく、そうした境遇に身を沈める女を得ることが出来なかつたことに起因することも推察せられるであらう。然るに津湊とか城下町とか、または繁昌する宿場の附近などでは次第にその情勢が變化しつゝあつた。即ち、附近の百姓の娘などで切つばまつた事情からその境涯に身を置かなければならぬ者も、漸次に増加し、その親達は村の人々から仲間付合に除外されても、除外される者が大勢であるだけ、氣強くもなり、左程の苦痛も感じなくなつて來たので、貧困な人々は、従前のやうに極端な氣兼ねをせず娘をこの境遇に入れることに慣れて來たからである。

所々津湊・城下邊の能き人の集る所には其類多く、繁昌することによつて百姓仲間の付合に外づされても事とせず、更に事の缺事なければ債々其類ふへて其商もつるぞかし。⁽²⁾

と記せる文献などはその邊の消息をよく傳へてゐる。斯う

した不運の女達は、當時も多くは一家の貧困の犠牲となり女衞と稱する。この途専門の悪性な桂庵の手を経て、遊女や飯盛女の境遇に身を沈めて行つたのであるが、中には、かどわかされて賣られたものもあつたといふ⁽³⁾。講談や大衆文藝などによく物語られてゐる雲助や、無頼の徒などの旅の女に對する虐げの場面等は、そうした事實の反映でもあらう。

註 (1) 及 (2) 「民間省要」

(3) 萩生徂徠「政談」

平人の女を買取て遊女町へ賣者を女衞とやらん云て人をかどはかしても賣る也。

飯盛女に關してはあまり明かでないが、當時(元祿の頃享保)遊女町が齋らす社會的影響は可なり大きなものがあつたらしい。中には大名や、高位の人々の中にも傾城町の言詞を眞似たりする。恐らくはノツペリしたお目出度い人物や、イヤに通がる隠居などが少くなかつた様子が窺はれるし、また、一面、武家の娘や妻などにも遊女町の風俗を眞似て

得意がるやうな者なども現はれて來た。遊女町が當時社會一般に及ぼした影響につき萩生徂徠「政談」に於いて、
歴々の者も遊女を典て妻とする類不レ可勝計……遊女野郎の風俗平人に移り、當時は大名高位の詞使にも、傾城町野郎町の詞を無遠慮使ひ、武家の妻娘も傾城野郎の眞似をして恥といふことを不レ知、是は當時の流行ごとにて不レ宜ことなり。

と述べてゐるが、それは恰かも十數年以前、藝者衞がその華やかを失はなかつた頃、一流所の賣ツ妓藝者の髮型や着物の着こなしが、商家の妻君や娘達を風靡し、山の手のインテリ夫人にまで影響を及ぼしたり、現在の女給やダンサーと若き人妻との外形上の識別を困難ならしめてゐると同じ種類の社會的現象が當時の社會に於いても現はれつゝあつたことを示すものであらう。江戸や其の他の都市に於いて斯種の現象が顯著に現はれてゐたとすれば、各地方の宿場町や盛り場などに於ける遊女や、飯盛り女などの風俗もそれに四隣せる一圓の地方の風俗にそれ／＼多少の影響を

及ぼしたことであらう。兎に角泰平の繼續するに伴れ其存在の理由を薄められつゝあつた。大名武士の生活が次第に弛廢し其空氣が彼等の家庭の内部に迄浸透してあつた様子が、それ等の文獻を通じてよく窺はれるであらう。斯うして、都市及街道筋に在つて春を賣つて生活する女の群の存在に對し、萩生徂徠などは極めて峻嚴な態度を以て、臨み

我女を自觀遊女に賣こと下賤の者にも一向あるまじきことなるを……⁽¹⁾

と言つて娘を賣る親に痛烈な非難を加へ且つ、

風俗以の外悪く成たること、皆種姓の混亂より起ること

となり。古法の如種姓を正し、遊女河原者の子を、男を

ば野郎にし、女をば遊女とし平人と混することを堅く禁

じたらば此惡風自ら可止也。⁽²⁾

と云つて遊女飯盛女の群を、他の社會と隔離して、穢多、非人などと同じやうに、卑下せられたる特殊社會群とすべきことを主張してゐる。

註 (1) 及 (2) 「政談」卷之一

尙、徂徠は同書に於いて、前に述べた比丘尼に就いても「比丘尼にも平人より成ことを堅く禁じ、比丘尼の子を比丘尼として種姓を極むべきことなり」と主張してゐるが、これによつてもかの僧形のこの女群の墮落が極めて一般的であり、且つ甚しいものであつたことが推察せられるであらう。

これに反して「民間省要」の著者田中丘隅の如きは、徂徠の門に學んだ人であるに拘らず、飯盛り女につき、

是等は往古より道中に有來て更に害になることなし。⁽²⁾

と記し、前にも觸れて來たやうに飯盛り女の居ない宿場が次第に衰微して行つた事實を指摘し、更に次の如く述べてゐる。

かく道中の次第々々に困窮し、無繁昌の地は彌以町並の家も零落し、後は行人をも缺き、公用の勤めに力及ぶ事不能、此分は此令を免許ありて相續すなど有ぬべし。⁽³⁾

即ち飯盛り女の居ない宿場が次第に衰微して遂には公用を果す宿驛の任務をも充分に遂行する力がなくなつてゆくと

いふのである。

要するに二人の意見は視角の相異に因るものであつて、徂徠は、腐儒の迂説を排撃せる實學の學者であつたと云ひ、尙多分に高踏的、または理想派的風格を有合せてゐたのに反し丘隅はあくまでも現實を主とせる循吏的典型の人であつたことにその相異の原因が求められるであらう。

夜毎に代る東西往還の旅人等に一夜の媚を賣らねばならぬ不幸な女等は、荒み疲れ、はては悪性の病氣に冒されなどして、悉く陰慘な一生を終つたかといふに必ずしも、そうではなく、中には、その境遇に入る以前に自分が置かれてあつた境遇よりも遙かに豊かな、幸福な生涯に入つた者なども少くなかつた様子が窺はれる。

凡そ此食賣下女其種子とて別にもなし。國々の民間より出て、父母兄弟の爲に賣られて、げんといふ物の手に渡りて、其身と成といへどそれ〴〵に見事勤めて、又其身の果報次第、果ては人の妻と成て、本の百姓より能き身過して終るも多し。此相態に片付て乞食と成るもなし、

天地の廣きによればなり。(4)

と記してゐる。文献などは、そうした事實をよく傳へるものであつて、恰かも今日の貧しき娘などが身賣り中に知り合つた客などゝの夫婦生活に入り、前の境遇に於けるよりも却つて幸福な生活を見出すなどの事例を彷彿たらしめるものがある。

註 (1)「日本經濟大典」第五卷解題

(2)(3) 及 (4)「民間省要」中編卷之四

要するに江戸時代の街道筋をなまめかしく彩つてゐた遊女や飯盛り女の群は、當時に於ける庶民旅行者の交通が極めて多かつた事實を示すものである。即ち當時行路往還の人々が、食慾の次に感じてゐた本能的慾求に對應して生れた一つの制度なのである。

そして田中丘隅などが、しきりに古の遊女は品格を備へ清かさを有つてゐたが、近時のそれは不作法となり下品となつたと云つてゐるのは、古代の遊女、例へば源平時代や鎌倉時代などの物語りを彩色してゐる白拍子などは、何れ

も限られた極めて少數の貴族や富者の慾求を對象とする存在であつて、一般庶民の趣好とは殆ど關係がなく、隨つて彼女等は、それ等の特殊な人々の要求趣好に添ふべき風格と教養とを必要としたのに反し、この場合はそれと異り、大名や貴人富豪の相手として選ばれる者は、遊女中の限られた少數者であつて、その他のものは、往き交ふ庶民旅行者のために、安價にその露骨な要求を充足するだけの立場に置かれて在つた事實に因るのである。

また斯様に多數の春を賣る女の群が、街道に沿つて普遍してゐたことは此時代に於ける經濟發展の過程と不可離な關係に在る即ちそれは貨幣經濟の發達、社會に於ける貨幣の一般的な使用と關係を有つものであつて、物々交換を経濟組織の本體とせる、社會に在つては到底、一般的には、出現することの出来ない現象であらう。

(附記) 街道筋雜景の點描としては少し立ち入り過ぎる嫌があるが、序に幕府が斯種の賣春婦及びその關係者に對して科した刑罰を附記して、この社會現象に對して採

つた取締の方針を知るべき資料としたい。

徳川「御定書百ヶ條」第四十七は春を賣る女及其關係者に對する刑罰につき左の如く規定してゐる。

(四十七) 隱賣女御仕置之事

享保七年延享二年極

一、隱賣女いたし候もの

身上に應じ過料之上百日手鎖にて所之預隔日封印改

延元五年極
延享二年極

一、踊子を抱置爲致賣女候もの

享保八年極

一、隱賣女

元文五年極

一、踊子共

三年之内新吉原町之爲取遣す

享保六年極
延享二年極

一、諸人、人主

身上に應家財三分之一取上候程之過料

延享七年極
享保七年極

一、家主

身上に應過料之上百日手鎖隔日封印改但家主建置候

家藏有之候はゞ五年之内店賃爲相納可申候

享保五年極

一、五人組

過料

享保五年極

一、名主

重過料

延享元年極

一、地主

五ヶ年之内家屋敷取上地代店賃共爲相納五ヶ年過候

はゞ元地主之返可被下

但外に罷在候共右同斷に取斗又候賣女致候はゞ幾度

も同様申付明き地には申付間敷候

延享元年極

一、御扶持人又は御用達町人拜領屋敷

右同斷

延享元年極

一、寺社門前町屋

右同斷

(享保十四年極)

但寺院神主は寺社奉行にて叱置自分にて遠慮いたし

候様可申付候

延享元年極

一、同地借町屋之分は

右同斷

(寛保二年)

但寺院神社等咎同斷

延享二年極

一、商物をもなし置致渡世候者妻同心せざるに賣女に出

し候もの

死罪

(追加)

但飢渴之者夫婦申合賣女爲致候迄にて盜等之惡事無

之候はゞ不及糺明事

寛保三年極追加

一、踊子呼賣女爲致候料理茶屋等

所拂

同追加

一、家主

過料

同追加

一、地主は、重過料

但地主其所に不罷在他に罷在候はゞ叱り

同

一、名主、五人組

無構

享保六年極追加

一、隱賣女を誘引出においては

男女とも
無構

但女は誘引出候者方之成共外之參候共心次第申可付

これによつて、華やかな元祿時代を過ぎ、享保以後の節

約時代に入つてから、幕府が、遊廓外に於て淫賣する者及

びその關係者に對して科した刑罰は極めて峻嚴なものであ

り、その刑を受けた者の範圍は、女及其抱主のみに止らず

請人、家主、地主、五人組、名主等にまで及び、それが寺

院神社の門前通りに於いて行はれた場合には僧侶及神主に
まで及んだことが知られるであらう。

また商業などを營み生活にも窮迫せぬ者が妻を強制して
無理に春を賣らせた亭主に對する嚴しい刑罰や、賣春婦を
誘拐せる者に關する規定などは、何れもこの分野に於いて
惹起せられつゝあつた事件の姿相を物語るものである。前
者に對する死刑の如きはそうした無頼強慾の亭主に對する
立法者の痛烈なる憎惡を示し、酌婦誘拐の場合に關する規
定などは逃亡せる女及其の相手に對して極めて寛大であつ
て、抱主の利益のために官憲がそれを追究したやうな様子
は見受けられない。

然し、右に掲げたやうな、一般に極めて峻嚴なる規定に
も拘らず、既にかくすることによつてのみ生活を續け得る
女の群が生じてゐる限り、その根絶は不可能であつたらし
く殊に街道筋の飯盛り女の如きは、宿場町の盛衰とも密接
な關係を有つことであり「飯盛り」を表面の名目として、
はあるが、其存續を認めるの外なかつたものゝ如くである